

黨 則

第一章 名称

第一條 本党は社會民衆党と稱し本部を東京に置く、

第二章 目的

第二條 本党は党の綱領及び政策を實現することを以て目的とす、

第三章 構成

第三條 本党は党の綱領に賛同し党則を遵守する個人を以て構成す、

第四章 機関

大 會

第四條 大會は党の最高決議機関にして大會代議員中央委員及び本部役員を以て構成す、

第五條 大會は毎年一回十二月中央執行委員会之を召集す、

但し中央執行委員会が党員三分の一以上又は中央委員三分の二以上を要求する場合は臨時大會を召集す、

第六條 大會の代議員は支部より選出するものとし、その選出比率は別表の定むるところに依る、

第七條 大會は代議員定数の二分の一以上出席するに非ざれば議事を決することを得ず、

第八條 大會の議事は出席代議員の過半数を以て決す可符同数の場合は議長長之を決す、

第九條 大會は左の方法に依る推薦に基き中央委員若干名を送任す、  
一、半数は細則に依る選挙区より推薦  
二、半数は中央委員会より推薦、

中 央 委 員 會

第十條 中央委員会は中央委員を以て構成し次期大會に至る迄の決議機関とし、必要に應じ中央執行委員会之を召集す、

但し中央委員会三分の一以上の要求ありたる場合は中央執行委員会を召集す、  
第十一條 中央委員の任期は一年とす、

中央委員会は中央委員及び中央執行委員の缺員を補送することを得、

中 央 執 行 委 員 會